



発行
東京都

目次

32

条 例

○東京都議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議政局）…
○東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例……………（同）…

条例のあらまし

●東京都議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第八十九号）

- 一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七六号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第九〇号）

- 一 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六六号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

条 例

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八十九号

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都議会委員会条例（昭和三十一年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の東京都議会委員会条例第二十条の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都議会委員会条例第二十条の規定は、なおその効力を有する。

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九十号

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例

東京都議会情報公開条例（平成十一年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002